

小牧市立味岡中学校改築協議会設置要綱

平成 22 年 1 2 月 3 日
22 小教庶第 1 0 5 0 号

(設置)

第 1 条 小牧市立味岡中学校（以下「味岡中学校」という。）の改築を行うに当たり、地域の関係者の意見等を反映させるため、小牧市立味岡中学校改築協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(協議事項)

第 2 条 協議会は、次の事項について検討及び協議する。

- (1) 味岡中学校の改築及び整備に関する事項
- (2) その他必要な事項

(組織)

第 3 条 協議会は、委員 11 人をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める人数で小牧市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱し、又は任命する。

- (1) 味岡中学校教職員関係者 3 人
- (2) 味岡中学校 P T A 関係者 2 人
- (3) 味岡中学校健全育成会関係者 1 人
- (4) 味岡中学校地域コーディネーター関係者 1 人
- (5) 味岡中学校教育後援会関係者 1 人
- (6) 教育委員会関係者 1 人
- (7) 学識経験者 2 人

(委員の任期等)

第 4 条 委員の任期は、委嘱の日から平成 25 年 3 月 31 日までとする。ただし、教育委員会が必要と認めたときは、延長することができる。

2 委員が前条第 2 項各号（第 7 号を除く。）の職を辞したときは、委員の職を失う。

3 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 協議会に、会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代

理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第7条 協議会の会議は、公開するものとする。ただし、会議を公開することにより、当該会議の適正な運営に著しい支障が生じると認められる場合は、この限りでない。

(協議会の解散)

第8条 協議会は、第4条第1項に規定する委員の任期終了をもって、解散するものとする。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、教育委員会事務局庶務課において処理する。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成22年12月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年7月1日から施行する。